

事由	退職
記入例番号	9-2
ケース	外国籍従業員が退職後に出国（帰国）、未納分の普通徴収納付書を受領し、本人が納付してから出国
異動後の未徴収税額	普通徴収

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 两年度

<p>給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。</p>	所在地	〒 ×××-×××× ××県××市××町××番地										特別徴収義務者指定番号	6012345					
	フリガナ											宛名番号	1234					
	氏名又は名称	〇〇商事株式会社										担連当給者先	所属氏名	総務課 給与係 田中 花子				
	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	電話	0123-45-6789 内線 (123)			
給与生	中村 太郎										特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		
個人番号	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	特別徴収税額(年税額)	6月	9月	××年	1	3
受給者番号	12345										140,000	6月	9月	××年	1	3		
1月1日現在の住所	吉野ヶ里町〇〇△△△番地										円	8月	8	1. 退職・長職・死亡 2. 転居 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 合算 7. その他 (事由・理由を記入)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)			
異動後の住所	〇〇国に帰国										円	31日						

1. 特別徴収	課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。	新しい勤務先(月) 月分(翌月1日) から 徴収し、納入するよう連	新しい勤務先(月) 月分(翌月1日) から 徴収し、納入するよう連
2. 理由	退職後に出国（帰国）される場合は、給与と差引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくこととなります。	受給者番号	納入書の要否(新規の場合のみ記載)
3. 理由	出国前に全額納付していただくか、本人の代わりに納税をしていただくために納税管理人の選任が必要になります。	氏名又は名称	右から番号を1. 必要 2. 不要

【理由の記入が必要なとき】

①異動の事由が「7.その他」の場合は、理由を記入してください。

②1月1日から4月30日までの退職の場合
→未徴収税額があれば、本人の希望に関わらず一括徴収することが義務付けられています。一括徴収ができず、本人が納付する普通徴収にしなければならない理由を記入。
例) 給与が少ない

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑
普通徴収税額

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

退職後に出国（帰国）される場合は、給与と差引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。徴収できない場合は、個人で納めていただくこととなります。

出国前に全額納付していただくか、本人の代わりに納税をしていただくために納税管理人の選任が必要になります。